

## 高知県スポーツ振興県民会議設置要綱

### (設置)

第1条 県民が、スポーツを通じて健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことを目指して、産学官民が連携して本県全体のスポーツ振興を推進するため、高知県スポーツ振興県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 県民会議は、次の事項を協議する。

- (1) 高知県の新たなスポーツ振興に係る推進計画の策定、検証及び評価に関すること。
- (2) スポーツ振興への協力及び支援に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、県民会議の目的を達成するために必要な事項。

### (組織)

第3条 県民会議の委員は、知事が委嘱する。

2 県民会議に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

### (任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。

### (会長等)

第5条 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 県民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選任される前に招集される会議については、知事が招集するものとする。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため会議に出席することができない委員が、あらかじめ書面をもって他の委員に会議を行う権限を委任した場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

6 第3条第1項に定める委員が会議を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、会長及び副会長が選任される前に招集される会議については、知事が代理出席を認めることができる。

7 会議は公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第7条 スポーツ振興に関する計画の専門的分野を調査、審議及び提案をするため、県民会議に次の専門部会を設置する。

- (1) 競技力向上部会
- (2) 地域スポーツ推進部会

2 各専門部会の部会員は、県民会議の委員及び次に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) スポーツの競技力向上に関する識見を有する者
- (2) 生涯スポーツの推進に関する識見を有する者
- (3) スポーツを通じた経済・地域の活性化に関する識見を有する者
- (4) 障害者スポーツの充実に関する識見を有する者
- (5) スポーツ推進のための環境整備に関する識見を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、県民会議の目的を達成するために必要な識見を有する者

3 部会員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。

4 専門部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

5 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議については、知事が招集するものとする。

6 第2項に定める部会員が専門部会の会議を欠席する場合、部会長は当該部会員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議は、第2項に定める部会員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

(庶務)

第8条 県民会議の庶務は、高知県文化生活スポーツ部スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この設置要綱の施行の際現に委嘱されている委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日に廃止する。